２　沿　　　　革

1. 総　　括

昭和２０年１２月　　労働組合法制定

昭和２１年　３月　　同法の施行と同時に大阪府地方労働委員会を創設

平成１７年　１月　　同法の一部改正。名称が大阪府労働委員会となる。

２．機　　構

1. 委員定数

昭和２０年１２月　　労働委員会の結成準備委員（公益、労働者、使用者各側３名、計９名）を委嘱

　　昭和２１年　３月　　労働組合法施行。各側　５名、計１５名となる（任期１年）。

　　昭和２５年　４月　　同法の一部改正。各側　７名、計２１名となる。

　　昭和４１年　４月　　同法の一部改正。各側　９名、計２７名となる（任期２年）。

　　昭和５３年　５月　　同法の一部改正。各側１１名、計３３名となり、現在に至る。

1. 事務局

昭和２０年１２月　　結成準備委員の委嘱発令とともに事務局を発足。労政課職員が事務局職員を兼務し、労政課長が事務局長を兼任

昭和２２年　４月　　独立の事務局を設置。同年１２月、内規により総務課、議事課、審査課、調整第一課、調整第二課の５課制を採用

昭和２３年　９月　　内規を改正。調整第一課と第二課を統合して調整課、議事課を廃止して資料課を設置

昭和２５年１２月　　大阪府地方労働委員会事務局処務規程を制定。総務課、審査課、調整課、資料課の４課制を明確化

昭和２８年　２月　　処務規程の一部改正（以下同じ）。資料課を廃止し、調整課を調整第一課と調整第二課に分離

昭和３８年　８月　　調整第一課と調整第二課を統合して調整課とし、総務課、審査課含め３課制

昭和５３年　４月　　総務課と調整課を統合して調整課とし、審査課含め２課制

平成１１年　５月　　課制を廃止

平成１２年　４月　　全庁的業務執行体制の見直しに基づき、事務局グル－プ制を採用

平成２５年　４月　　全庁的業務執行体制の見直しに基づき、総務調整課と審査課を設置

３．庁　　舎

　　昭和２０年１２月　　大阪府民事部労政課内に事務局を設置

　　昭和２２年　６月　　大阪府庁別館土木部地下室に移転

　　昭和２２年１２月　　厚済会館２階及び地下の一部に移転

　　昭和２４年１２月　　民生部世話課跡に移転

　　昭和２７年　６月　　大阪府立労働会館２階に移転

　　昭和３７年　４月　　大阪府地方労働委員会庁舎に移転

　　昭和４９年　３月　　大林組本社旧社屋西館に移転

　　昭和５３年１０月　　大阪府立労働センタ－８階及び９階の一部に移転し、現在に至る。